

2023 年 11 月 30 日

2023-008 事件

陸上競技

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

会長 赤間 高雄



同意に基づく決定書

標記事件につき、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.3 項の規定に基づき、下記のとおり決定する。

記

〔決 定〕

- ・ 本規程 2.1 項及び同 2.2 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び 10.10 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.1 項及び同 10.8.1 項に従い、2023 年 10 月 17 日より 3 年間の資格停止とする。

〔理 由〕

- ・ 本件は、後述するとおり、競技者に対して JADA が実施した競技会（時）検査において競技者の検体から禁止物質が検出されたという事案であるところ、本件の競技者は、本規程 22.1 項に基づき本規程の遵守を受諾している公益財団法人日本陸上競技連盟に登録することによって本規程に同意しており、したがって、本件の競技者には本規程が適用され、かつ JADA の結果管理権限に服する。
- ・ 2023 年 9 月 24 日「第 71 回全日本実業団対抗陸上競技選手権大会」にて 18 時 01 分から同日 19 時 26 分にかけて実施された競技会（時）検査において競技者の尿検体からトリメタジジン（trimetazidine）が検出されたが、トリメタジジンは、2023 禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S4 ホルモン調節薬および代謝調節薬」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項及び同 2.2 項に定める「禁止物質」に該当する。当該尿検体の分析を行ったのは世界アンチ・ドーピング機構（WADA）認定の分析機関である株式会社 LSI メディエンスであり、その手続には適用される国際基準からの乖離はなかったと認められる。その後、競技者から B 検体についての分析要請があり、B 検体分析を行った結果、同様にトリメタジジン（trimetazidine）が検出された。なお、競技者は、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。

- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）及び同 2.2 項（競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること）の違反が認められ、同 9 条及び 10.10 項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
- ・ また、上記検出物質は禁止表における「特定物質」に該当しないところ、競技者は、今回の違反が意図的ではなかった旨の立証はしていない。よって、本件においては本規程 10.2.1.1 項が適用される。
- ・ 上記の事実及び今回の違反が 1 回目の違反であることからすれば、本規程 10.2.1 項の定めに基づき、競技者を 4 年間の資格停止とするのが相当であるところ、本件では、競技者において、本規程 10.8.1 項に従い、上記の違反について「アンチ・ドーピング規則違反の自認と措置の受諾」を 2023 年 11 月 20 日付で JADA に提出しており、早期の自認及び制裁措置の受諾に基づく資格停止期間の 1 年間の短縮が適用される。
- ・ 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による 2023 年 10 月 17 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.4.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている。したがって、同 10.13.2.1 項により、資格停止期間の開始日は同日とする。
- ・ なお、本件では、競技者において、本規定 8.3.1 項に従い、上記の違反について自認し、暫定聴聞会及び聴聞会をいずれも放棄した上で JADA の提案する措置を頭書記載の日付でもって受諾している。したがって、本件においては、日本アンチ・ドーピング規律パネルによる聴聞会は開催されず、本規程 8.3.3 項に従い、JADA の名において本決定書を発行するものとする。
- ・ 競技者は、国際レベルの競技者ではない。本規程 13.2.2 項及び 13.6.2 項に基づき、本規程 13.2.3.2 項に定める人は、本決定の受領の日から 21 日以内に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（東京都千代田区平河町 2-4-13 ノーブルコート 403）に対し、不服申立てを提起することができる。

以 上